

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	石川県立保育専門学園
設置者名	馳 浩

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
専門課程	保育学科	夜・通信	94.5 単位	6 単位	
	専攻科	夜・通信	48 単位	3 単位	
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

・開講されている授業科目に関するシラバスを、冊子「令和7年度履修科目概要(保育学科)」を作成し、全学生及び学園講師に配布 ・シラバスには、講師の実務経験も記載されており、同シラバスをホームページに公表 (https://www.pref.ishikawa.lg.jp/hoiku/index.html)

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	石川県立保育専門学園
設置者名	馳 浩

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	石川県立保育専門学園運営委員会
役割	学園において質の高い保育士を養成し、保育現場に供給できるような教育や学園の運営の在り方について検討・助言を頂く

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
保護者会会長（2年生）	2024.4.8～2026.3.31	保護者会役員
（新規）保護者会代表（1年生）	2025.4.9～2027.3.31	保護者会役員
認定こども園園長	2024.4.1～2026.3.31	同窓会役員
母子生活支援施設長	2024.4.1～2026.3.31	元学園長
障害者施設元施設長	2024.4.1～2026.3.31	元学園副園長
児童養護施設児童指導員	2024.4.1～2026.3.31	非常勤講師 実習先、就職先
認定こども園園長	2024.4.1～2026.3.31	実習先、就職先
大学元教授	2024.4.1～2026.3.31	非常勤講師
高等学校長	2024.4.1～2026.3.31	進学先
（備考） ・ 外部委員として9名の委員で構成、任期は、2024.4.1～2026.3.31(2年間) ・ 委員は、2024年度委員改選あり、2年任期のため今年度は継続委員8名、保護者会役員の交代で保護者会役員の1名のみ新規となる ※保護者会役員については、新入学生の入学式の日を始期とする		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	石川県立保育専門学園
設置者名	馳 浩

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。

(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)

- ・石川県立保育専門学園学則(昭和43年3月25日規則第23号)第5条及び第8条に基づく別表1～4の教科目から実施計画書を作成。
- ・実施計画書の教科目を基に、各授業担当者が作成した授業計画(シラバス)を冊子「履修科目概要」の形で作成し、学生及び講師に配布。それ以外の方に対しては、学園のホームページにおいてリストの形で公表。

＜参考＞石川県立保育専門学園学則(昭和43年3月25日規則第23号)

第5条 学園が開設する教科目及び単位数は、保育学科にあつては別表第一から別表第三まで、専攻科にあつては別表第四に定めるとおりとする。

第8条 学園は、学生に対して、次の各号に掲げる教科目の区分に応じ、当該各号に定める教科目及び単位数を履修させるものとする。

- (1) 別表第一の中欄に掲げる教科目 当該教科目について同表の右欄に掲げる単位数
- (2) 別表第二の中欄に掲げる教科目 当該教科目のうち十九科目以上について、それぞれ同表の右欄に掲げる単位数の合計が二十・五単位以上
- (3) 別表第三の中欄に掲げる教科目 当該教科目のうち任意の教科目について、それぞれ同表の右欄に掲げる単位数の合計が八単位(体育に関する講義及び実技のそれぞれ一単位を含む。)以上
- (4) 別表第四の左欄に掲げる教科目 当該教科目のうち十六科目以上について、それぞれ同表の右欄に掲げる単位数の合計が三十四単位以上

授業計画書の公表方法	履修科目概要 ホームページ (https://www.pref.ishikawa.lg.jp/hoiku/index.html)
------------	---

2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

- ・石川県立保育専門学園学則(昭和43年3月25日規則第23号)第22条～第25条において学業成績の判定等が定められている。
- ・年度当初に作成する冊子「学生便覧」において、学修成果の評価方法等を周知・公表する。
- ・評価対象者は、科目ごとの評価基準に合格することが求められる(実習の場合は欠席日数分補講を要する)。
- ・出席状況、授業態度による学修意欲の判定、試験結果、レポート内容などにより、教科担当者が100点法により評価を行い、60点以上を合格とし単位を付与する。卒

業論文は必修科目で、他教科と同様に論文内容及び発表状況も踏まえて、100点法により評価する。

- ・教科の点数が90点以上をS、80～89点をA、70～79点をB、60～69点をC、60点未満をDとし、単位の認定を行う。成績結果は学期（前期・後期）毎に、個人に手渡ししている（前期成績が不振な学生については、学内で検討会を設け、個別に面接を実施し注意を促すことも行っている）。

＜参考＞石川県立保育専門学園学則（昭和43年3月25日規則第23号）

第22条 学業成績は、各科目、前条の成績に平素の成績を考慮して、園長が判定する。

第23条 学業成績が次の各号のいずれかに該当するときは、卒業することができない。

(1) 必修科目を一科目でも取得できないとき

(2) 卒業に必要な単位数に満たないとき

第24条 各学期の修学科目の授業時数の三分の一以上を欠席した学生は、その学期末の当該修学科目の定期試験を受けることができない。

第25条 学生は、病気その他の事情によって試験を受けることができないときは、あらかじめその理由を付して、試験欠席届を園長に提出しなければならない。

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

（客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要）

- ・年度当初に作成する冊子「学生便覧」において、成績評価の方法等を周知・公表している。
- ・成績の分布状況については、履修科目の成績評価を100点満点で点数化し、S（90点以上）、A（80～89点）、B（70～79点）、C（60～69点）、D（60点未満）で評価。さらに各個人の成績を履修科目ごとにSは5点、Aは4点、Bは3点、Cは2点、Dは0点と点数化し、個人の成績を5段階評定で行い、学年ごとに学年評定平均を算出。

◆1年生（生徒数42名）＊休学者除く

区分	S	A	B	C	D
割合（％）	18.2	38.1	31.4	11.4	0.8
学年評定平均（5段階）					3.6
下位1/4に該当する人数11人、下位1/4に該当する評定平均3.1					

◆2年生（生徒数42名）＊休学者除く

区分	S	A	B	C	D
割合（％）	17.0	36.6	27.2	16.4	2.8
学年評定平均（5段階）					3.5
下位1/4に該当する人数11人、下位1/4に該当する評定平均2.9					

客観的な指標の
算出方法の公表方法

学生便覧

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

- ・石川県立保育専門学園学則（昭和 43 年 3 月 25 日規則第 23 号）第 23 条において卒業の認定方針が定められている。
- ・年度当初に作成する冊子「学生便覧」及びホームページにおいて、卒業に必要な単位数、履修科目の詳細及び学修成果の評価方法について周知・公表している。
- ・卒業までに必要な単位基準（必修科目の単位取得状況を含める）以上取得しているかどうかを判断し、卒業認定を行っている。

＜参考＞石川県立保育専門学園学則（昭和 43 年 3 月 25 日規則第 23 号）
第 23 条 学業成績が次の各号のいずれかに該当するときは、卒業することができない。

- (1) 必修科目を一科目でも取得できないとき。
- (2) 卒業に必要な単位数に満たないとき。

卒業の認定に関する
方針の公表方法

学生便覧
ホームページ
(<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/hoiku/index.html>)

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	石川県立保育専門学園
設置者名	馳 浩

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	県立の専門学校のため該当なし
収支計算書又は損益計算書	県立の専門学校のため該当なし
財産目録	県立の専門学校のため該当なし
事業報告書	石川県立保育専門学園 中期経営目標
監事による監査報告（書）	石川県監査委員会 監査結果

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
教育・社会福祉		専門課程	保育学科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2年	昼	78.5 単位	33 単位	52.5 単位	8 単位	0 単位	1 単位
			94.5 単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
120 人		84 人	0 人	8 人	49 人	57 人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要）・保育資格取得を目的とした学科で、前後期の2学期制 ・保育士資格取得を目的とした専門科目及び一般教養科目で年間の授業計画を構成し、現場実習では、保育所や児童福祉施設等で現場体験を通じ、実践力を学ぶ。
成績評価の基準・方法
（概要）定常点に各教員の成績評価基準（試験、レポート報告）にもとづき100点法を用いて点数化し、60未満：D、60～69点：C、70～79点：B、80～89点：A、90点以上：Sと評価。
卒業・進級の認定基準
（概要）卒業に必要な単位数78.5以上を取得（必修科目の単位取得部分もチェック）しているかにより卒業判定を行う。 進級については、1年次に単位取得が必要な科目を落とした場合も進級し、卒業時までに取り得。
学修支援等
（概要）学園内でパソコンや図書を活用した自学自習が進められるよう、毎年図書館の図書を充実させ、パソコン機器などの充実を図っている。 通信制短大の併修により、幼稚園免許取得も可能。幼稚園教諭免許取得を希望する学生に対し、専用窓口を設置し手続きで困ったときには、担当者に相談できるように支援体制を整えている。

卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業者数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
38 人 (100%)	2 人 (5.2%)	33 人 (86.9%)	3 人 (7.9%)
（主な就職、業界等） ・ 県内外の保育所、認定こども園、幼稚園、社会福祉施設 33 人、 ・ 大学等への進学 2 人 ・ その他 3 人			
（就職指導内容） ・ 各保育所、認定こども園、幼稚園からの募集情報が適宜閲覧できる体制の整備と就職担当者による就職に関する相談・指導 ・ 保育所や認定こども園等での試験を受けた 2 年生から、次年度試験の参考に、試験における所感を報告してもらっている。 ・ 保育専門学園の卒業生から、現場の話を聞く機会を設けている。 ・ 就職に必要な「履歴書の書き方」や「小論文の書き方」等を学ぶ機会を特別講座として開設している。			
（主な学修成果（資格・検定等）） ・ 保育士資格、併修により幼稚園教諭免許状（二種）取得			
（備考）（任意記載事項） ・ 幼稚園教諭免許状は、豊岡短期大学通信教育部の併修により取得			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
84 人	2 人	2.4 %
（中途退学の主な理由） 進路変更のため		
（中退防止・中退者支援のための取組） 日頃から声かけをするとともに個人面談の機会を持つなど、相談しやすい環境づくりに心がけている。		

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
教育・社会福祉		専門課程	専攻科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
1 年	昼	34 単位	21 単位	11 単位	16 単位	0 単位	0 単位
			48 単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
10 人		0 人	0 人	0 人	14 人	14 人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要）・保育士資格取得者を対象とした前後期の2学期制 ・児童福祉や障害に関する実践に役立つ知識や技能が習得できるような科目（実習、講義）で年間授業計画を構成。
成績評価の基準・方法
（概要）定常点に各教員の成績評価基準（試験、研究論文、実習及び演習におけるレポート報告）にもとづき100点法を用いて点数化し、60未満：D、60～69点：C、70～79点：B、80～89点：A、90点以上：Sと評価
卒業・進級の認定基準
（概要）卒業に必要な単位数34単位以上を取得（必修科目の単位取得部分もチェック）しているかにより卒業判定を行う。
学修支援等
（概要）学園内でパソコンや図書を活用した自学自習が進められるよう、パソコン機器の整備充実と、DVDや専門書の購入を定期的に行っている。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
0 人 (一)	0 人 (0%)	0 人 (0%)	0 人 (0%)
(主な就職、業界等)			
(就職指導内容)			
(主な学修成果（資格・検定等）) ・赤十字幼児安全支援員 ・子育て支援コーディネーター			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
0 人	0 人	0%
(中途退学の主な理由)		
(中退防止・中退者支援のための取組)		

②学校単位の情報

a)「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
保育学科	0 円	118,800 円	0 円	別途、「教科書代」「制服・体操服代」「保険代」「保護者会費」「卒業積立金」に関する費用が発生
専攻科	0 円	166,800 円	0 円	別途、「教科書代」「社会見学、活動運営費」等に関する費用が発生
修学支援 (任意記載事項)				
・経済的な面は、日本学生機構の奨学金の利用及び、石川県内で保育士を目指す学生に対して貸与される「保育士修学資金貸与制度」の利用で対応している				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) ホームページに、学園職員による自己評価結果を公表 (https://www.pref.ishikawa.lg.jp/hoiku/index.html)		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制)		
・2020年3月1日付で委員会を設立。 ・名称は「石川県立保育専門学園学校関係者評価委員会」とし、会則を作成。 ・教育課程については厚生労働省の通達を確認し、必要時修正している。 ・入学後、1年生時から面談や講義及び実習等で進路指導を実施しており、学生が相談できる体制作りを心掛けている。 ・委員は、学園職員、本課課長を除くと、保護者会役員、OB職員、就職先職員、他の保育士養成校教員、保育士養成に協力的な高等学校長など9名で構成。 ・委員会は、令和6年11月に開催した。 ・委員会での評価結果を当学園及び該当部署で協議し、改善するよう心掛けている。 ・任期は、2024.4.1～2026.3.31(2年間) ・委員は、2024年度委員改選あり、2年任期のため今年度は継続委員8名、保護者会役員の交代で保護者会役員の1名のみ新規となる ※ 保護者会役員については、新入学生の入学式の日を始期とする		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
保護者会会長 (2年生)	2024.4.8～2026.3.31	保護者会役員
(新規)保護者会代表 (1年生)	2025.4.9～2027.3.31	保護者会役員
認定こども園元園長	2024.4.1～2026.3.31	同窓会役員
母子生活支援施設長	2024.4.1～2026.3.31	元学園長
障害者施設元施設長	2024.4.1～2026.3.31	元学園副園長
児童養護施設児童指導員	2024.4.1～2026.3.31	非常勤講師 実習先、就職先

認定こども園園長	2024. 4. 1～2026. 3. 31	実習先、就職先
大学元教授	2024. 4. 1～2026. 3. 31	非常勤講師
高等学校長	2024. 4. 1～2026. 3. 31	進学先
学校関係者評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 学園ホームページ (https://www.pref.ishikawa.lg.jp/hoiku/index.html)		
第三者による学校評価（任意記載事項）		
・こども園が併設されている環境は、子ども達の声が身近に聞こえとても良いが、更にこども園側と学園側との交流を増やすことができるように行事等のすり合わせが必要である。今後こども園と協議していく。 ・2年生対象に卒業生を囲んでの懇談会において、男子の卒業生を招聘し男子学生へのアドバイスや直接相談する機会を設けている。今後は1年男子学生を対象とした「男子保育者と語る会」の企画を考えるのも良いかもしれない。 ・ピアノ練習室は21室あり防音設備が整っており、また図書室は自由に使用することが出来る環境にあり、自主的に学習できる環境は整っている。 ・学生の居場所があればと思うが、空き教室等がない状況である。今年度は専攻科の入学生がいなかったため、専攻科を男子更衣室とし男子の居場所が出来たことはとても効果があった。 ・各教室の冷暖房を交換したことで夏の冷房は威力を発揮し環境が整備された。 ・ボランティアは選択科目の単位にできることや就職時の園長推薦の判定基準になるなど加点項目となっており、学生が積極的にボランティア等に申し込むことは良い体験になっている。 ・学園行事にボランティア参加した学生については、意欲や取り組みを褒め更なる意欲向上を促している。 ・高校から依頼があれば、学生が母校に行き当学園のPRを行っている。平日である場合は、授業があっても公欠扱いとし、行きやすい環境を整えている。 ・学校ガイダンスで卒業生のコメント動画（同意した学生のみ）を流したり、オープンキャンパスのパンフレットを市町の図書館に配布したりと、入学生を増やす努力をしている。 ・今後、福祉系4年制大学に移行する必要があると考えられる。		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 学園ホームページ (https://www.pref.ishikawa.lg.jp/hoiku/index.html)
--

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード (13桁)	H117220100015
学校名 (〇〇大学 等)	石川県立保育専門学園
設置者名 (学校法人〇〇学園 等)	石川県 知事

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生等（内数） ※家計急変による者を除く。		14人（ － ）人	12人（ － ）人	14人（ － ）人
内 訳	第Ⅰ区分	－ 人	－ 人	
	(うち多子世帯)	(－ 人)	(－ 人)	
	第Ⅱ区分	－ 人	－ 人	
	(うち多子世帯)	(0人)	(0人)	
	第Ⅲ区分	－ 人	－ 人	
	(うち多子世帯)	(－ 人)	(－ 人)	
	第Ⅳ区分（理工農）	人	人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	－ 人	－ 人	
	区分外（多子世帯）	人	人	
家計急変による 支援対象者（年間）				0人（ ）人
合計（年間）				14人（ － ）人
(備考)				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	人	0人	— 人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が廃止の基準に該当）	人	0人	0人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	人	0人	0人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	人	0人	0人
計	人	0人	— 人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
年間	人	前半期	0人 後半期
			— 人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	— 人
3月以上の停学	0人
年間計	— 人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
GPA等が下位4分の1	人	0人	0人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が警告の基準に該当)	人	0人	— 人
GPA等が下位4分の1	人	— 人	— 人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	人	0人	0人
計		— 人	— 人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。